

・CU多摩・稲城分会のお知らせ No.10

猛暑の夏がようやく和らいで来ました。季節はもうすぐ秋です。CU多摩・稲城分会のお知らせ(No10)をお届けします。9月のとりくみは、次の通りです。

1、分会役員会

9月3日(月)午後6時から7時

ベルブ永山喫茶コーナー(れすと)

定例の役員会です、どなたでも参加できます

2、第17回 労働相談会

9月22日(土)午後2時から4時

関戸公民館 「茶室」

周りの人に知らせてください



3、駅頭宣伝

9月20日(木)午後6時から 聖蹟桜ヶ丘駅

※初めての聖蹟桜ヶ丘です。交番口で行う予定です。

ご都合のつく方は、ぜひ、ご参加ください。

急ぎの相談は→090-2247-1166へ!

2018年(平成30年)8月17日(金曜日)

派遣雇い止め増加へ

来月に3年期限 正社員転換に壁

改正労働者派遣法の施行から5年となる9月17日(金)に、派遣労働者が契約更新を断られる「雇い止め」が増えそうだ。三年の期限を境に全員一斉に雇い止めが起きることができなくなると見られ、好景策とはいえず、雇用の調整弁として使われていた派遣正社員は、雇い止めが自業自得の正社員への転換には壁がある。

同法は「雇用期間の代替になる」と規定、労働者のキャリア形成を図る「厚生労働省のため、二〇一

五年九月末に施行された。派遣から三年経過した労働者に引き継ぎ時の仕事をさせるには、派遣先の企業が正社員などとして雇用期間用するか、派遣会社が労働者と期間の定めのない無期雇用契約を結ぶことが必要になる。簡単に雇い止めできなくなるため、二の足を踏む企業や派遣会社は少なくない。

企業の受け入れ期間の期限は期間切れ、労働組合の意見聴取の手続きを踏めば、三年単位で人を入れ替えて派遣労働者を使い続け

ることができ、労働組合「派遣ユニオン」(東京)の岡田秀一郎氏は「(雇い)改正ではなかった」と指摘する。

派遣ユニオンは来月に入り、一日数件の雇い止めの相談が寄せられている。会派期間に十年間派遣された四十代の女性は、現在の派遣会社に移ると更新を要しないと通告された。「今後どうして雇い止めしたい」と希望しており、派遣ユニオンを通じて派遣会社と交渉に入ると話した。

改正労働者派遣法の3年ルール

(例) 派遣労働者 Aさん → 3年経過 → 派遣労働者 Bさん

一方、人手不足の派遣労働者 Aさん → 3年経過 → 派遣労働者 Bさん

企業は人を替えれば、派遣労働者 Bさん → 3年経過 → 派遣労働者 Cさん

雇い止めへの派遣期間はできない。雇い止めを要すればまた3年経過して派遣できる。